

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議  
令和元年度第5回総会次第

日時：令和2年3月27日（金）15：15～  
場所：杉妻会館3階 百合の間

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議長選出

4. 議事録署名人及び書記任命

5. 報告事項

報告第1号 上期内部監査報告について

報告第2号 水田農業をめぐる情勢について

報告第3号 「令和2年度転換作物拡大計画」とりまとめ状況等について

6. 議 題

議案第1号 規約等の一部改正（案）について

議案第2号 令和2年度事業計画（案）について

議案第3号 令和2年度収支予算（案）について

議案第4号 令和2年度負担金の賦課及び徴収方法（案）について

議案第5号 事務経費に係る費用の負担に関する協定書（案）について

議案第6号 事務手続き等に関する付帯決議（案）について

7. その他の議題

8. 閉 会

## 資料一覧

次第

資料一覧

出席者名簿

報告第1号 上期内部監査報告

報告第2号 水田農業をめぐる情勢

報告第3号 「令和2年度転換作物拡大計画」とりまとめ状況等

議案第1号 規約等の一部改正（案）

議案第2号 令和2年度事業計画（案）

議案第3号 令和2年度収支予算（案）

議案第4号 令和2年度年度負担金の賦課及び徴収方法（案）

議案第5号 事務経費に係る費用の負担に関する協定書（案）

議案第6号 事務手続き等に関する付帯決議（案）

（参考）産地づくり通信第19号「令和2年産の米づくりに向けて」

（参考）飼料用米に取り組み収入の安定化を

（参考）新聞広告（2/25・3/28福島民報・福島民友・日本農業新聞）

（参考）令和2年産「生産数量（面積）の目安」の取り扱い（概要）

## 議案第1号

### 規約等の一部改正（案）

#### 1. 改正の趣旨・内容

- 福島県耕作放棄地対策協議会より、別添のとおり、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務局構成員からの除外の申し出があったため、規約等にかかる関係条項を改正する。

#### 2. 福島県耕作放棄地対策協議会からの申し出内容

- 別添のとおり。

#### 3. 具体的改正内容

- 規約等の以下条項等から福島県耕作放棄地対策協議会関係を削除する。

①福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約  
　　第5章 事務局等（事務局）  
　　第20条2（8）福島県耕作放棄地対策協議会

②福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程  
　　（事務処理体制）第3条 同表 福島県耕作放棄地対策協議会の項

③福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程  
　　（会計事務責任者）第8条2 同表 福島県耕作放棄地対策協議会の項

④福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程  
　　（文書管理責任者）第5条2 次の表 福島県耕作放棄地対策協議会の項

⑤福島県水田農業産地づくり対策等推進会議職務権限規程  
　　2 推進会議の事務の決裁・決定の手続き（1）ウの「耕作放棄地対策協議会」

#### 4. 新旧対照表

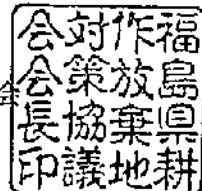
- 別添のとおり。

以上

元福耕放協第 45 号  
令和 2年 3月13日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会長 様

福島県耕作放棄地対策協議会  
会長 河 嶋 耕



福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務局の  
取り扱いについて（依頼）

本協議会事業の推進につきましては、日頃より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本協議会は、平成30年度を以て「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業（耕作放棄地再生利用基金）」が終了したことを踏まえ、令和元年12月6日開催の「令和元年度臨時総会」において本協議会規約を改正し、国庫返還事務等の必要となる事務等を主に執行する組織として改編したところです。

つきましては、貴会議規約及び規程から本会事務局に関する箇所を除外していただきますよう申し出いたします。



[事務担当：(一社)福島県農業会議 総務制・度対策部 八島 TEL024-524-1201]

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約の一部改正 新旧対照表

改 正	後	現	行
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約 平成16年 4月 8日制定 (略)	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約 平成16年 1月 8日制定 (略)	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約 令和元年 6月 6日一部改正 令和2年 3月27日一部改正	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約 令和元年 6月 6日一部改正 令和2年 3月27日一部改正
目次 (略) 第1章～第4章 (略) 第5章 事務局等 (事務局) 第20条 (略) 2 (略) (1) 福島県 (略) (7) 福島県担い手育成総合支援協議会 (削除) 3～5 (略) (業務の執行) 第21条～第33条 (略)	目次 (略) 第1章～第4章 (略) 第5章 事務局等 (事務局) 第20条 (略) 2 (略) (1) 福島県 (略) (7) 福島県担い手育成総合支援協議会 (8) 福島県耕作放棄地対策協議会 3～5 (略) (業務の執行) 第21条～第33条 (略)	附 則 (略) 附 則 (令和元年 6月 6日) この規約は、令和元年 6月 6日から施行する。 附 則 (令和2年 3月 27日)	附 則 (令和元年 6月 6日) この規約は、令和2年 3月 27日から施行する。

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行																								
<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程 平成16年4月8日制定 (略) 令和元年6月6日一部改正 令和2年3月27日一部改正</p> <p>(目的) 第1条～第2条 (略) (事務処理体制)</p> <p>第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>福島県</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td></td></tr> </table> <p>2 (略) (雑則)</p> <p>第4条 (略) 附 則 (平成16年4月8日議決)</p> <p>(略)</p>	福島県	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程 平成16年4月8日制定 (略) 令和元年6月6日一部改正</p> <p>(目的) 第1条～第2条 (略) (事務処理体制)</p> <p>第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>福島県</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>福島県耕作放棄地対策 協議会</td><td>経営所持安定対策等の 周知および推進に係る 事務</td><td>事務局長 ((一社)福 島県農業會議総務・制 度対策部長)</td><td></td></tr> </table> <p>2 (略) (雑則)</p> <p>第4条 (略) 附 則 (平成16年4月8日議決)</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (令和元年6月6日議決) この規程は、令和元年6月6日から施行する。</p> <p>附 則 (令和2年3月27日議決) この規程は、令和2年3月27日から施行する。</p>	福島県	(略)	福島県耕作放棄地対策 協議会	経営所持安定対策等の 周知および推進に係る 事務	事務局長 ((一社)福 島県農業會議総務・制 度対策部長)							
福島県	(略)	(略)	(略)																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																							
福島県	(略)	(略)	(略)																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
福島県耕作放棄地対策 協議会	経営所持安定対策等の 周知および推進に係る 事務	事務局長 ((一社)福 島県農業會議総務・制 度対策部長)																							

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程 平成16年4月8日制定 (略) 令和元年6月6日一部改正 令和2年3月27日一部改正	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程 平成16年4月8日制定 (略) 令和元年6月6日一部改正 令和2年3月27日一部改正
目次 (略) 第1章 総則 (目的) 第1条～第7条 (略) (会計事務責任者) 第8条 (略)	目次 (略) 第1章 総則 (目的) 第1条～第7条 (略) (会計事務責任者) 第8条 (略)
2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。	2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。
水田農業改革支援事業 (経営所得安定対策等推進事業費) 补助金等 (略) <u>(削除)</u>	水田農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署の長 (略) <u>(削除)</u>
(帳簿書類の保存、処分) 第9条～第37条 (略)	(帳簿書類の保存、処分) 第9条～第37条 (略)
附 則 (平成16年4月8日議決) (略)	附 則 (平成16年4月8日議決) (略)

改 正	後	現 行
附 則（令和元年6月6日議決） この規程は、令和元年6月6日から施行する。 附 則（令和2年3月27日議決） この規程は、令和2年3月27日から施行する。	附 則（令和元年6月6日議決） この規程は、令和元年6月6日から施行する。 _____	附 則（令和元年6月6日議決） この規程は、令和元年6月6日から施行する。 _____

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程 平成16年 4月 8日制定 (略) 令和元年 6月 6日一部改正 <u>令和2年 3月27日一部改正</u> (目的) 第1条～第4条 (略) (文書管理責任者) 第5条 (略) 2 次の表の左欄に掲げる事務局ごとの文書管理責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程 平成16年 4月 8日制定 (略) 令和元年 6月 6日一部改正 <u>令和2年 3月27日一部改正</u> (目的) 第1条～第4条 (略) (文書管理責任者) 第5条 (略) 2 次の表の左欄に掲げる事務局ごとの文書管理責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。
福島県 (略) (削除)	農林水産部水田畑作課長 (略) 福島県耕作放棄地対策協議会 農業会議総務・制度対策部次長
3 (略) (帳簿) 第6条～第24条 (略) (略)	農林水産部水田畑作課長 (略) 附 則 (平成16年4月8日議決) 附 則 (令和元年6月6日議決) この規程は、令和元年6月6日から施行する。 附 則 (令和2年3月27日議決) この規程は、令和2年3月27日から施行する。

「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」職務権限規程の一部改正 新旧対照表

	改 正 後	現 行
1 (略)	<p>「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」職務権限規程 平成16年 4月 8日制定 (略)</p> <p>平成29年 6月16日一部改正 令和2年 3月27日一部改正</p> <p>1 (略)</p>	<p>「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」職務権限規程 平成16年 4月 8日制定 (略)</p> <p>平成29年 6月16日一部改正</p>
2	<p>推進会議の事務の決裁・決定の手続き</p> <p>推進会議の事務については、総会決定事項を除き、会長が決裁・決定することを原則とするが、以下に定める事務については、以下に定める者が決裁（専決）することができる。</p> <p>(1) 総務 　　ア～イ (略)</p> <p>ウ 以下の事務については、総務事務担当者または事務担当者（福島県水田畑作課、畜産課担当者）が立案し、必要に応じ事務責任者の承認を得た後に事務局長が決裁する。</p> <p>また、担い手協議会事務局（削除）では、水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金の範囲において、以下の事務について事務担当者が立案し、事務責任者が決裁する。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(2) 営業支援事業 　　附 則 (略)</p>	<p>推進会議の事務の決裁・決定の手続き</p> <p>推進会議の事務については、総会決定事項を除き、会長が決裁・決定することを原則とするが、以下に定める事務については、以下に定める者が決裁（専決）することができる。</p> <p>(1) 総務 　　ア～イ (略)</p> <p>ウ 以下の事務については、総務事務担当者または事務担当者（福島県水田畑作課、畜産課担当者）が立案し、必要に応じ事務責任者の承認を得た後に事務局長が決裁する。</p> <p>また、担い手協議会事務局及び耕作放棄地協議会事務局では、水田農業改革支援事業（経営所得安定対策等推進事業費）補助金の範囲において、以下の事務について事務担当者が立案し、事務責任者が決裁する。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(2) 営業支援事業 　　附 則 (略)</p>

改 正 後	現 行
<u>附 則（平成29年6月16日議決）</u> この規約は、平成29年6月16日から施行する。 <u>附 則（令和2年3月27日議決）</u> この規約は、令和2年3月27日から施行する。	<u>附 則（平成29年6月16日議決）</u> この規約は、平成29年6月16日から施行する。

## 令和2年度事業計画（案）

### 1. 水田農業をとりまく情勢

- 令和2年度は東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故発生から10年目の節目の年となる。米の全量全袋検査も平成27年以降、基準値超過が発生していないことから、令和2年産米から被災12市町村を除き、モニタリング検査へ移行することとなり、新たな局面を迎える。
- 県全体の水稻作付面積は、営農再開の進展により、今後も少しずつではあるが確実に拡大していくものと想定され、需要に応じた米生産と非主食用米の拡大および水稻以外への作物転換による水田フル活用の実効性がますます問われることとなる。
- 担い手への農地集積、耕作放棄地の拡大防止および何よりも着実な営農再開の進展のためには、令和元年産米までに到達した、米価・所得の維持・向上とコスト削減による販売競争力強化が不可欠であり、その根底にあるものは需要に応じた米生産の実現である。
- 米政策見直しの初年度である平成30年産米は需給環境の改善、生産者手取りの向上が続いていたことから、主食用作付面積は前年産を上回る結果となつたが、作柄不良により需給環境の悪化は顕在化せず、令和元年産米においても生産者の主食用米生産意欲は引き続き旺盛で推移した。
- このため、令和元年産米については農林水産省が令和元年4月入札から生産者結び付き要件を廃止するなどの運用改善をおこなった備蓄米を最大限活用した取り組みを展開。
- この結果、備蓄米の作付は前年産対比+1,630ha増加したが、一方で飼料用米が▲650ha程度減少し、全体として主食用米の作付は前年対比▲800ha程度にとどまる結果。
- 特に、飼料用米は農林水産省が経営所得安定対策等への加入期間を8月まで延長するとともに、産地交付金財源の前倒し追加配分を実施したことをふまえ、飼料用米一般品種への県域交付単価を9,500円(+500円)/10haに引き上げるなど対策を講じたものの、作付面積は大きく減少した。
- 令和元年11月の国の基本指針からみても令和2年産米の必要生産量は、需要量の減少より令和元年産米生産量から▲10万t以上の削減が必要となっており、面積ベースでは全国で3万ha程度の削減が必要となる極めて厳しい状況にある。
- 県推進会議としては、令和2年産米については、①備蓄米、②飼料用米、③麦・大豆への転換および事前契約の拡大を柱とした取り組みを方針として掲げているが、令和2年2月末時点の主食用米の作付面積は、ほぼ前年産並みとなっており、「生産数量の目安（面積）」を上回っている。

## 議案第2号

### 2. 基本方針

- (1) ①備蓄米の生産拡大・定着化、②飼料用米複数年契約の生産拡大・本作化、③麦・大豆の生産拡大など「水田フル活用」の取り組みを徹底させ、これまで到達した米価・所得の維持・向上を実現する。
- (2) 地域の関係者が一体となり、「需要に応じた米生産」にとどまらず、園芸作物や大豆・麦等の拡大もふくめて水田農業の将来像を描き、収入拡大・コスト削減による所得向上に取り組む。
- (3) 担い手の育成・確保や農地集積・耕作放棄地の解消の促進等を通し、本県水田農業・地域農業の振興を促進する。

### 3. 重点推進事項

- (1) 実効ある「水田フル活用ビジョン」の策定・実践
- (2) 「制度別・用途別作付計画」による「需要に応じた米生産」の推進
- (3) 経営所得安定対策等の周知徹底と加入促進
- (4) 「60kg当たり価格」から「10a当たり収入」への意識転換の促進
- (5) 多収品種による備蓄米の生産拡大・定着化の促進
- (6) 複数年契約による飼料用米の生産拡大・本作化促進とコスト削減
- (7) 加工用米・輸出用米の生産拡大による多様な用途への取り組み拡大
- (8) 方針作成者との連携による事前契約・複数年契約の推進
- (9) 水田農業をめぐる適切な情報提供の実施
- (10) 担い手育成・農地集積・耕作放棄地の解消対策の促進

### 4. 事業計画

事業内容	事業計画	実施時期
実効ある「水田フル活用ビジョン」の策定・実践	○県及び地域農業再生協議会の「水田フル活用ビジョン」の策定・実践支援	2年4月 ～3年3月
「制度別・用途別作付計画」による「需要に応じた米生産」の推進	○「需要に応じた米生産」達成へ向けた「制度別・用途別作付計画」策定・実践支援および重点地域農業再生協議会への推進	2年4月～6月
経営所得安定対策等の周知徹底と加入促進	○地域農業再生協議会が行う経営所得安定対策等への加入促進への支援	2年4月～6月
	○営農計画書一体化様式の作成・配付	3年1月～3月
「60kg当たり価格」から「10a当たり収入」への意識転換の促進	○あらゆる機会を活用して趣旨を徹底	2年4月 ～3年3月

**議案第2号**

事業内容	事業計画	実施時期
多収品種による備蓄米の生産拡大・定着化の促進	○国・地域農業再生協議会および方針作成者等と一体となった推進展開	2年4月～6月
複数年契約による飼料用米の生産拡大・本作化促進とコスト削減	○飼料用米多収品種「ふくひびき」等の生産拡大推進	2年4月 ～3年3月
	○産地交付金を活用した複数年契約による本作化・大規模化の推進	2年4月～6月
加工用米・輸出用米の生産拡大による多様な用途への取り組み拡大	○地域農業再生協議会、方針作成者との協議にもとづく推進	2年4月～6月
方針作成者との連携による事前契約・複数年契約の推進	○方針作成者等との意見交換等の実施	2年4月～6月
水田農業をめぐる適切な情報提供の実施	○広報等によるタイムリーな情報提供	2年4月 ～3年3月
	○地域農業再生協議会を対象とする会議の適宜開催	2年4月 ～3年3月
担い手育成・農地集積・耕作放棄地の解消対策の促進	○担い手育成総合支援協議会及び耕作放棄地対策協議会と連携した、集落営農及び担い手経営体の育成・支援	2年4月 ～3年3月
	○農地集積及び耕作放棄地の解消の促進	

以上

## 令和2年度収支予算（案）

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

## 1. 収入の部

(単位：千円)

科 目		2年度	元年度	予算差異	備 考
大科目	中科目				
1 補助金	1 水田農業改革支援事業補助金	12,104	12,125	▲21	
2 負担金	1 負担金	2,000	2,000	0	県 1,000 中央会 1,000
3 前年度 繰越金	1 一般管理費繰越金	800	1,000	▲200	
合 計(A)		14,904	15,125	▲221	

## 2. 支出の部

(単位：千円)

科 目		2年度	元年度	予算差異	備 考
大科目	中科目				
1 管理費	1 一般管理費	14,904	15,125	▲221	
合 計(B)		14,904	15,125	▲221	

## 3. 差引残高 (A - B)

0 千円

## 令和2年度負担金の賦課及び徴収方法（案）

1. 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）が実施する事務に要する経費から、水田農業改革支援事業補助金等及び前年度繰越金を除いた経費の負担割合を、次のとおりとする。

- (1) 福島県 2分の1
- (2) 福島県農業協同組合中央会 2分の1

2. 1. で定めた負担額を調整するため、負担金の納入時期（四半期ごと）及び年度末に精算することを内容とした協定を、推進会議と会員間で締結するものとする。

以上

## 事務経費に係る費用の負担に関する協定書（案）

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）と福島県（以下「県」という。）、福島県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）は、推進会議が実施する事務に要する経費の負担に関し、次のとおり協定を締結する。

### （事務経費の負担）

- 第1条 推進会議が実施する事務に要する経費のうち、水田農業改革支援事業補助金の使途として制限を受ける経費並びに国庫補助金、及び前年度繰越金で不足を生じる経費については、県、中央会が予算の範囲内で負担する。
- 2 推進会議の会長（以下「会長」という。）は、5月末日までに当該年度の事務に要する経費に関する明細書及び四半期毎に記載した資金計画を福島県知事、中央会の会長（以下「経費負担者」という。）に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の資金計画に基づき、四半期毎に負担金を請求することができる。
- 4 第2項の事務に要する経費及び資金計画に変更の必要が生じた場合には、会長の申し出により会長及び経費負担者が協議して定める。
- 5 会長は、翌年度4月末日までに第1項に定める経費の支出状況について経費負担者に報告するとともに、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約第32条2項に基づき負担金について精算しなければならない。

### （負担の割合）

- 第2条 前条第1項の規定により負担する経費の負担割合は、県が2分の1、中央会が2分の1とする。

### （その他）

- 第3条 この協定の内容に疑義が生じた場合は、会長及び経費負担者が協議して定める。

### 附 則

この協定は、会長及び経費負担者が記名押印した日から効力を生じる。

令和 年 月 日

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

代表者 会長

福島県福島市杉妻町2-16

福島県

代表者 福島県知事

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1

福島県農業協同組合中央会

代表者 会長

## 事務手続き等に関する付帯決議（案）

令和 2 年度の福島県水田農業産地づくり対策等推進会議に関する次の事務について、一切の権限を会長に委任する。

1. 東北農政局長等の承認に係る申請に関すること。（申請等の字句等の修正に関することを含む。）
2. 会員の権利及び義務に抵触しない範囲の規約、諸規程等の語句等の修正に関すること。

以上